

令和5年3月28日

千葉県報第13823号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成28年度分
(監査テーマ)
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業
育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の
管理に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 令和元年度分
(監査テーマ)
県立病院に関する財務事務の管理及び執行について・・・・・・・・・・ 2

- 3 令和3年度分
(監査テーマ)
県土整備事業に関する財務事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・ 3

◎「区分」欄の記載について

包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。

また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。

包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）に対して「措置」を講じた場合及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」、対応を引き続き検討する場合は「継続」と整理し、監査委員に通知している。

- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
 - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
 - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
 - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づき諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
1	第2款 母子福祉資金・貸付金元金、母子福祉資金・貸付金元金、寡婦福祉資金・貸付金元金、寡婦福祉資金・貸付金元金、母子父子寡婦福祉資金・連約金	借受人が償還金の支払を怠ったときに期限の利益を喪失し得ること、期限の利益喪失の具体的事由、そのような事由が発生した場合に当然に期限の利益を喪失するの可否について、当事者間の合意内容であることを明確にするため、借用書に明記すべきである。 また、一時償還請求を一律に行わないという運用は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条及び自治法施行令171条の3に抵触するので、かかる運用は改めるべきである。	期限の利益の喪失の合意内容の明確化については、貸付条件が貸付決定通知書に明記されていることから、貸付決定通知書に従うよう、細則を改正し、借用書の文言を修正した。 一時償還請求については、弁護士委託等を通じた履行延期合意特約により行うよう運用を改めた。	措置済み

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
2	(総括的事項) 返戻レセプトの処理の明文化について	各病院の医事経営課等における実務として、例月の返戻の発生、再請求の確認、長期返戻案件の滞留状況に対する牽制等について、会計事務処理要領等への明文化をされたい。	各病院の事務の実態を踏まえ、保留・返戻レセプトの一般的な処理方針を示した文書を作成し、令和5年3月に各病院に通知し周知徹底を図ることとした。	措置済み
3	(総括的事項) 保留レセプトの処理の明文化について	各病院の医事経営課等における実務として、例月の保留レセプトの発生、請求の確認、長期保留案件の滞留状況に対する牽制等の実施について、会計事務処理要領等への明文化をされたい。	各病院の事務の実態を踏まえ、保留・返戻レセプトの一般的な処理方針を示した文書を作成し、令和5年3月に各病院に通知し周知徹底を図ることとした。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
4	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>1 道路の整備について</p> <p>①用地買収について</p> <p>用地買収の日誌について</p>	<p>葛南土木事務所における用地交渉において、1年以上交渉が途絶えており、その間に担当者も交代しており、現状、交渉関係が引き継がれていない事例がある。また、令和2年度の一部の用地交渉日誌には「公文書としてみない」との記述がある。交渉日誌は公文書とし、困難な状況等の引継ぎを前提として作成されたい。</p>	<p>用地交渉日誌は、必ず公文書として取り扱うと共に、交渉関係が引き継がれていないことがないよう、困難な状況等の引継ぎを前提とし、用地交渉日誌を作成することを改めて徹底した。</p>	措置済み
5	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>2 東京湾アクアラインの負担金支出について</p> <p>③措置費の計算に関する検討</p> <p>措置費支払い時の継続的な検証について</p>	<p>過年度における措置費の支払いについては、NEXCOから送付される請求書に記載されている請求額について検証することなく実行されていた。措置費は負担金という性質上、金額の検証が必要であるが、平成26年度に事業化されてから今回の包括外部監査が実施されるまで、1度も検証されていない。今回対象となった令和2年度においては、NEXCOからの報告及び請求書の金額について、NEXCOの交通量データ等により、措置費の金額につき合理性を確認することができた。</p> <p>令和3年度以降においても、請求額が適正であるかについて、NEXCOの交通量データ等をもとに検証し、金額の妥当性を確認したうえで支払う必要がある。</p>	<p>措置費については、NEXCOからの報告及び請求額の金額について、NEXCOの交通量データ等により、金額の妥当性を確認したうえで支払うこととする。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
6	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>3 土木事務所の老朽化に伴う耐震対策等について</p> <p>① 土木事務所建物・設備について</p> <p>土木事務所建物の災害対策について</p>	<p>震災はいつ発生するかかわからない。葛南土木事務所については、整備完了までの間に発生しないとは言いが切れない。耐震診断を早急に実施すべきであり、必要な耐震化工事が認識されれば、応急的にも耐震化工事を実施する必要がある。</p> <p>また、安房土木事務所の建物に関しては、30年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示す構造耐震指標が0.33であった。現在ではさらに劣化していることを推定すれば、倒壊可能性はかなり危険な水準にあると推察する。</p> <p>事務所職員の安全面だけでなく、土木事務所は、千葉県業務継続計画の優先業務一覧にもあるように、地域での災害発生時には中心となって対応すべき前線基地である。地震等で事務所が使えなくなったり場合、県として県民を守れるのかの観点からも、早急な対応が必要である。</p> <p>なお、葛南土木事務所の津波・高潮対策は、平成27年度(6年前)のデータでなく、最新の知見に基づく予想等を加味した再検討が必要と考える。</p>	<p>庁舎等の県有建物について千葉県有建物長寿命化計画に基づき大規模改修や建替え等が行われることとなり、安房土木事務所については令和4年度までに基本設計を実施した。また、葛南土木事務所については令和9年度までに事業着手する計画となっている。</p> <p>なお、業務継続計画に基づき、災害時についても、必要な対応ができるように備えている。</p>	措置済み
7	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>7 公益財団法人千葉県建設技術センターへの職員の派遣について</p> <p>組織構成の適正化について</p>	<p>組織運営上の幹部がほぼ県職員の派遣で構成され、基本的に1年～2年で入れ替わるという状況は、組織の継続的な運営や中長期的な改善施策の実行などの面で、支障があると言わざるを得ない。</p> <p>業務の改善提案なども在籍期間が短いこともあり、実現が困難となっている。</p> <p>今後、建設技術センター側では、新人プロパー職員の採用や、中途職員の採用を積極的に実施する必要があるが、建設技術センター及び県は少なくともプロパー職員が管理職の中心を担うようになるまで、県職員の派遣期間の延長等を考慮するなど、組織運営上の様々な工夫・配慮が必要である。</p>	<p>建設技術センターの事業継続や組織の維持・活性化を図ることができよう、県と建設技術センターの双方で、組織運営のあり方について引き続き検討・協議していく。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
8	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>I 道路の整備について</p> <p>① 用地買収について</p> <p>鬼高若宮線の早期買収について</p>	<p>鬼高若宮線について、面積8,491平方メートル、累計金額27億円の用地買収を終えており、あと数か所を残すのみとなっている。早期に開通しないことにより、27億円の土地が利用されていない状況となっている。</p> <p>この例のように、残りの未買収地の少ない路線については、所有者の理解を得て、早期に用地買収を行い、早期の開通をされたい。</p>	<p>意見のあったことを受け、道路整備を所管する全事務所にて、改善に向けた関係機関と調整を図り、早期買収に努めるといった即応の措置を記した文書を通知した。</p> <p>例として明記されている路線については、任意交渉による取得に向けた、交渉を継続し早期開通を目指している。</p>	対応済み
9	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>I 道路の整備について</p> <p>① 用地買収について</p> <p>所有者が特定できていない共有地について</p>	<p>鬼高若宮線の共有地について、相続登記が行われておらず、所有者を特定できていない。</p> <p>令和元年より、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、反対する所有者がおらず、建築物が無く現に利用されていない所有者不明の土地の場合、道路等の公共事業の手続の合理化・円滑化のため、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定することが可能となっており、同法に基づく裁定等の活用可能性について、順次、検討された。</p>	<p>権利者調査を進め、要件を満たす場合は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき裁定等の活用可能性についても検討していく。</p>	対応済み
10	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>I 道路の整備について</p> <p>① 用地買収について</p> <p>土木事務所の進捗管理について</p>	<p>用地買収について、県土整備部は各土木事務所の進捗状況を執行工程表等で把握していることとあるが、上記のように、数か所を残して長期間進展していないケースが見られる。</p> <p>毎年度、県土整備部において、土木事務所における困難案件の用地交渉及び道路の整備状況について進捗の目標管理を行い、道路整備を計画的に実施されたい。</p>	<p>意見のあったことを受け、道路整備を所管する全事務所にて、改善に向けた執行ヒアリングの実施や執行管理票の提出といった即応の措置を記した文書を通知した。</p> <p>今後とも、執行ヒアリングや執行管理表の作成、更新により、執行の年度計画を把握するとともに、進捗の目標管理を行い当該情報を事務所と共有し、計画的な道路整備を行っていく。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
11	<p>県土整備部に関すること</p> <p>1 道路の整備について</p> <p>② 用地担当者の経験について</p> <p>用地担当者の経験について</p>	<p>土木事務所の用地担当者について、経験者が少なく、主事が多い構成となっている。</p> <p>用地交渉は経験とスキルを必要とする業務であり、用地交渉の経験者が別の業務に異動した後も、時期を見て再度用地業務を担当させるなど、経験が蓄積されるような取組を、県として検討されたい。</p> <p>これからの公務員は、専門的かつ広範囲な知識・経験が必要と考える。たとえば、土地開発公社の担当者に同行して経験を積むなど工夫されたい。</p>	<p>現在、経験が浅い用地職員に対して年2回研修を実施している。今後もより実務的な研修となるよう、その内容について見直していく。</p> <p>また、過去に経験のある職員を再度用地担当とし、知識及び経験が蓄積されるような配置を行っている。</p>	対応済み
12	<p>1 県土整備部に関すること</p> <p>2 東京湾アクアラインの負担金支出について</p> <p>② 経済波及効果について</p> <p>事業化後における適時の再検証について</p>	<p>平成26年度に社会実験から事業に切り替えが行われているが、アクアライン割引の経済波及効果については、平成28年10月以降測定が行われていない。</p> <p>担当者の説明によると、経済波及効果の測定については、アクアラインに大きな影響を及ぼすような新たな道路整備や社会情勢の大きな変化があったときに実施することであった。</p> <p>現時点でアクアラインに大きな影響を及ぼすような新たな道路整備や社会情勢の大きな変化は確認できないが、周辺地域の道路整備及び利用状況の変化によるアクアラインへの影響も鑑みて、必要な度、適時適切な経済波及効果等の測定を実施し、再検証することが望まれる。</p>	<p>アクアライン割引による経済波及効果については、周辺地域の道路整備及び利用状況の変化によるアクアラインへの影響も鑑みて、必要に応じて、測定を実施することとする。</p>	対応済み
13	<p>1 県土整備部に関すること</p> <p>4 流域下水道事業の公営企業会計への移行について</p> <p>② 固定資産台帳の作成について</p> <p>公有財産台帳における実在性確認について</p>	<p>固定資産台帳作成の際、公有財産台帳に記載してある固定資産の実在性については、資産調査業務受託において受託業者が確認しているとのことであるが、回答は作業過程を示した報告書のみであり、実在性を確認した資料等については保管されていないため、閲覧することができなかつた。</p> <p>実在性の確認については、業者任せにするだけでなく、下水道課においても帯同し、実在性を確認した結果についての資料を保管しておくべきである。</p>	<p>今後、固定資産台帳に記載している固定資産の実在性については、職員による実地照合を計画的に実施することで確認し、その実施報告書を保管していく。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
14	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>4 流域下水道事業の公営企業会計への移行について</p> <p>② 固定資産台帳の作成について</p> <p>公有財産台帳から固定資産台帳への転記の網羅性確認について</p>	<p>公有財産台帳から固定資産台帳への転記については、作成の過程で工事費及び間接費の按分計算が入ることから、公有財産台帳に記載されているかについて、確認することが困難である。下水道課からは、すべての資産が固定資産台帳に転記されているとの回答があったが、受託業者が実施し、提出した資産調査の結果について、下水道課で網羅性を確認した資料等については残されていない。実際に確認作業を行って残しておくべきである。</p>	<p>今後、固定資産台帳の網羅性については、職員による実地照合を計画的に実施し、記録していく。</p>	<p>対応済み</p>
15	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>5 千葉県土地開発公社との取引条件について</p> <p>あっせん等事業について</p>	<p>あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。事業反対者等の困難案件については、他県で導入している例もある「積上げ方式」を導入することも一案と考える。</p>	<p>収支改善を図るために、事務費算出方法の見直しを行うこととして、令和元年度から、継続的に協議しており、意見の内容を含め、今後も引き続き協議を継続していく。</p>	<p>対応済み</p>
16	<p>I 県土整備部に関すること</p> <p>6 千葉県土地開発公社が長期保有する土地について</p> <p>② 佐倉下根用地について</p> <p>佐倉下根用地について</p>	<p>平成16年度の包括外部監査の結果以降に大きな進展が見られない状況にある。本来、土地開発公社が長期保有すべきものではないため、県が土地を取得し、県の責任において土地の用途及び処分方針を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度にも同用地の利活用について全庁的な調査を実施しているが、利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は困難である。県による当該用地の再取得及び処分が行えるよう、引き続き検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
17	<p>I 県土整備部に関することが長 6 千葉県土地開発公社が長期保有する土地について ③ かずさアカデミアパーク用地について 長期保有していたかずさアカデミアパーク用地について</p>	<p>土地開発公社が長期にわたり土地を保有していたかずさアカデミアパーク用地については、令和4年3月をもって全ての再取得が完了の見込とこのことである。 しかし、土地開発公社の土地取得原資は、主に金融機関からの借入金であり、長期にわたり土地を保有すると、借入期間中の金利は土地の取得費用として簿価に積み増されていくため土地保有に伴う県の財政負担は大きなものとなる。 実際に、かずさアカデミアパーク用地に対する令和2年度末までの支払利息の累計は1,876,937千円であり、そのうち再取得が見送られた平成7年度以降の支払利息の総額は1,456,452千円となっている。 本来、県が早期に買い取れば問題は生じないが、本事業が発生したことから、買取が長期化する場合に将来の財政負担を軽減させるためのルールを決めることが必要であると考える。 例えば、総務省に対しては、5年超の長期保有土地の報告が求められていることから、5年超の長期保有となった段階で、佐倉下根用地で過去に実施したような無利子貸付等を行うことができるとする仕組みを作るなどの方法が考えられる。</p>	<p>土地開発公社と県との間で今後買取りが長期化しそうな案件を扱う場合は、予め財政負担軽減を図るルールを決めることとした。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
18	<p>II 葛南土木事務所 2 老朽化に伴う耐震対策等について ① 地震対応 ② 津波・高潮対応 土木事務所建物の災害対策について</p>	<p>震災はいつ発生するかわからない。整備完了までの間に発生しないとは言いきれない。耐震診断を早急に実施すべきであり、耐震化工事の必要性が認識された場合は、応急的にでも耐震化工事を実施する必要がある。 土木事務所職員の安全面だけでなく、土木事務所は、千葉県業務継続計画の優先業務一覧にもあるように、地域の災害発生時には中心となつて対応すべき前線基地である。地震等で事務所が使えなくなった場合、県として県民を守るの観点からも、早急な対応が必要である。 また、津波・高潮対策は、平成27年度(6年前)のデータだけでなく、最新の知見に基づき予想等を加味した再検討が必要と考える。</p>	<p>庁舎等の県有建物について千葉県有建物長寿命化計画に基づき大規模改修や建替え等が行われることとなつており、葛南土木事務所については令和9年度までに事業着手する計画となっている。 なお、業務継続計画に基づき、災害時についても、必要な対応ができるように備えている。</p>	措置済み
19	<p>II 葛南土木事務所 3 随意契約について ① 緊急、応急工事契約について 随意契約適用の根拠について</p>	<p>担当者による条文の適用勘違いが起ることからも、非常に紛らわしい状況が発生する緊急、応急、特殊工事などについて、不利(6号)か緊急の必要(5号)かを明確にするためにも、また見積合わせ省略理由として、運用通達3のオ(契約内容の特殊性により相手方が特定)か3のイ(急施を要し時間的余裕がない)かを正しく判断するためにも、それぞれの適用されるケースを明文化し明確にする必要がある。</p>	<p>随意契約でできる場合の要件及び見積合わせ省略の理由については、支出事務の手引き及び財務規則の運用通達に明記されている。 葛南土木事務所において、執行伺いや随意契約協議書等の書類作成に当たり、根拠条文を混同しないよう様々なケースに応じた例文を明記した資料を作成して、関係者に配付・説明をし、情報共有と再発防止に努めることとした。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
20	<p>II 葛南土木事務所 4 物品管理について ② 消耗品の管理に 消耗品出納簿への 方法について</p>	<p>購入したWebカメラ5個について消耗品倉庫に保管し必要に応じて使用している。当該Webカメラの納品時に消耗品出納簿へ受入5個と記載し、同日に供用として払出5個の記帳も行っている。総務課長が（分任出納員ではなく）課長という立場で管理していたWEBカメラが、分任出納員（総務課長）の保管に戻った際には、受入5、現在高5とする必要がある。使用していた消耗品について使用が終わり消耗品倉庫に戻った場合には、分任出納員（総務課長）の保管に戻ったと考えるべきで、消耗品出納簿に受入数量を記帳する必要がある。</p>	<p>消耗品出納簿の記載に当たり、全ての品目について同日付けで受入数と払出数を同数・現在高0としていたが、総務課で保管している物品については、払出数を記入せずに受入数・現在高を同数にするよう改めるとともに、消耗品の出し入れに伴う数の管理及び貸出者の把握については、消耗品倉庫に「物品管理簿」を備付け、在庫管理を行うよう徹底することとした。</p>	措置済み
21	<p>II 葛南土木事務所 5 現金・預金管理について 10年以上使用していない預金 残高1円の通帳について</p>	<p>通帳については、不要な通帳を保有していることで、管理が煩雑になるとともに、不正に使用される恐れがある。また、預金通帳等の適正管理に関する要綱の第6条にて、口座の開設目的が達成され、今後使用する見込みがなくなると判断したときは、速やかに口座を解約するものと明記されている。上記記帳日については、使途不明の状態を通帳の最終記帳日から10年以上が経過しており、使途不明の状態のまま通帳を保有し続けることは、預金通帳等の適正管理に関する要綱第6条に反するため、早期に解約するべきである。</p>	<p>令和4年6月7日に千葉銀行にて口座の解約を行い、預金通帳等の適正管理に関する要綱第6条第1項第2号により、日本赤十字社千葉県支部に全額寄付手続きを完了した（残高1円分）。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
22	<p>II 葛南土木事務所 5 現金・預金管理について 通帳未所有口座の解約について</p>	<p>千葉銀行 葛南都市計画事務所親睦会職員組合名義の私費口座について、当初は当該口座の存在を把握していたが、千葉銀行より休眠口座通知を受理したことにより、預金通帳管理台帳に追加し、現在に至っている。預金通帳等の適正管理に関する要綱の第2条及び第3条により、通帳の管理義務が発生し、また、同要綱第6条にて、口座の開設目的が達成され、今後使用する見込みがなくなると判断したときは、速やかに口座を解約するものと明記されている。上記のとおり、通帳の所在は現在も不明であり、現時点において解約手続も未着手となっている。使途不明の状態のまま通帳を保有し続けることは、預金通帳等の適正管理に関する要綱第6条に反するため、早期に解約するべきである。</p>	<p>令和4年6月7日に千葉銀行にて口座の解約を行い、預金通帳等の適正管理に関する要綱第6条第1項第2号により、日本赤十字社千葉県支部に全額寄付手続きを完了した（残金47,905円分）。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
23	<p>II 葛南土木事務所 4 物品管理について ① 備品の管理について 備品の実査について</p>	<p>葛南土木事務所において、備品の現物と台帳との整合性を確認しているのは、現物の入手（納品）時及び廃棄時のみであり、定期的な実査を行っていない。 備品の定期的な実査は適切な事務処理を担保するうえで重要な手続であることから、当土木事務所の物品取扱員として定期的な実査を、数年間のローテーションや毎年一定の件数を抽出するなどして行うことが望ましい。</p>	<p>現有している備品が適切に管理されていることを確認するため、物品取扱員が毎年度100件ずつ抽出して定期的の実査を行う体制に改めた。</p>	対応済み
24	<p>II 葛南土木事務所 4 物品管理について ② 消耗品の管理について 消耗品の棚卸（数量確認）について</p>	<p>消耗品の定期的な棚卸（数量確認）は適切な事務処理を担保するうえで重要な手続であることから、当土木事務所の物品取扱員として必要な範囲で定期的な、保有している在庫のあるべき数量と実際の在庫の数量の一致を確認する棚卸（数量確認）を行うことが望ましい。</p>	<p>消耗品庫に「物品管理簿」を備付け、物品の納品時と使用時に出入数を記入し、定期的な数量確認を行い、適正な在庫管理に努めるよう改めた。</p>	対応済み
25	<p>II 葛南土木事務所 4 物品管理について ③ 補修材料（消耗品）の管理について 補修材料の管理について</p>	<p>補修材料につき、消耗品出納簿は作成されているが、購入日に受け入れた数量と同じ数量を払い出し数として記入しているため、常に在庫はゼロとなっている。 これでは出納簿としての役割を果たしていない。 消耗品出納簿については、購入時に入り数を、払い出し時に出数を記入することで、理論値である在庫数量を明確化し、期末において実地棚卸を実施すること、実在性を確保するとともに、理論値と実際値を比較することで、日々の出し入れの適正性を確認することが必要である。</p>	<p>補修材料の在庫管理に当たり、材料ごとの出入数及び在庫数量を管理台帳に記録することで適正な管理に努めるよう改めた。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
26	<p>葛南土木事務所 土木事務所について 葛南土木事務所について 土木事務所の管理について 土木事務所について 土木事務所の事務について</p>	<p>土木事務所に事務局を置く団体の事務について、土木事務所の職員が職務時間内に行っており、預金を扱うことから団体の資産保全のリスクも存在する。また、県のリスクとして認識すべきである。さらに、土木事務所に事務局を置く団体の「補助金等の申請、交付事務」に係る執行体制は、県の職員により県、団体双方の事務が行われており、チェック機能の欠如が懸念される。事務の公正性、透明性を担保する上でチェック機能は不可欠なものであるため、「補助金等の申請、交付事務」を行う際は、同一の県職員が団体の事務を実施しない等、事務の執行体制を見直す必要がある。</p>	<p>土木事務所の職員が団体の預金を扱うことから、団体の資産保全のリスクだけでなく県のリスク等として認識しながら業務を行うように心掛ける。また、補助金等に関する団体からの「申請事務」及び県からの「交付事務」を行う際は、双方の事務を同一の県職員だけで行うのではなく、決裁書類の作成事務と銀行への入金手続き事務を別々の職員が行い、互いに確認を徹底することで団体の預金に関する取扱いに関してチェック機能を強化するよう執行体制を見直した。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
27	<p>III 安房土木事務所 2 老朽化に伴う耐震対策等について ① 建物関係の防災対応 土木事務所建物の震災対応について</p>	<p>30年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示すI_s値（構造耐震指標）は0.33であり、現在ではさらに劣化していることを推定すれば、倒壊可能性はかなり危険な水準にあると推察する。 土木事務所は県内に地震や風水害等の災害で被害があった場合、千葉県業務継続計画の優先業務一覧にもあるように、先頭に立って対応、復旧を担う組織である。 その現地本部が地震で倒壊または重大な被害を被って使えないということになれば、県民へのサポートが大幅に遅延することとなる。 5年後を目途に、合同庁舎の建替計画が動き出したこのことであるが、5年間地震が無いとは言いきれない。早急に耐震診断をして応急措置を講じる必要がある。</p>	<p>庁舎等の県有建物について千葉県有建物長寿命化計画に基づき大規模改修や建替え等が行われることとなり、安房土木事務所については令和4年度までに基本設計を実施した。 なお、業務継続計画に基づき、災害時についても、必要な対応ができるように備えている。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
28	<p>III 安房土木事務所 3 契約について ③ 県単道路維持修繕委託契約について 県単道路維持修繕委託契約の作業日報について</p>	<p>県単道路維持修繕委託契約において、日々の作業終了後に委託先から提出される作業日報について、日付誤りなどの不備が多数ある。加えて、土木事務所から支給される資材を使用した作業の記載があるにもかかわらず資材使用欄の記入が全くない不備が多数ある。</p> <p>さらに、安房土木事務所の日報確認者の印漏れが毎月あり、その理由は、確認担当者が不在日に押印しなかったことである。</p> <p>しかし、作業日報は当日の作業終了後に提出された際に、当日に指示した作業が実施されたことを確認する書類であるから、確認担当者が不在の場合には、代理の確認者が作業内容を確認し押印すべきであった。</p> <p>県単道路維持修繕委託契約の作業日報は実施日の作業内容を確認する手段であるため、作業日報の内容を適切に確認するとともに、確認したことを押印することにより確実に残されたい。</p> <p>作業日報の不備は、単に担当者の問題ではなく、作業日報のチェック事項について引き継ぎがないことが問題である。適切な引き継ぎを実施されたい。</p>	<p>作業日報の内容を適切に確認するとともに、確認担当者が不在の時は代理者が押印するよう措置を改めて徹底した。</p>	措置済み
29	<p>III 安房土木事務所 5 トンネルの管理について ② トンネル長寿命化のための修繕計画について 点検結果の公表資料の誤りについて</p>	<p>判定Ⅰで修繕実施中のものがあつたため、点検結果の報告書を開覧したところ判定区分はⅢであつた。結果として、全国道路構造物情報マップ(判定区分Ⅲ及びⅣのトンネルの点検記録と措置状況)が不正確なものとなつていた。</p> <p>当該誤りについては修正する等適切に対応された。</p>	<p>点検結果の公表資料については、令和4年11月に国のシステムデータ更新時に最新のデータへ更新した。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
30	III 安房土木事務所 8 債権管理について ② 財務情報システムの繰越 処理について 「収入未済額一覧表」の添付 漏れについて	安房土木事務所では、「収入未済額繰越伝票」を起票する際に3月31日(年度末)時点の「収入未済額一覧表」の出力及び添付を失念しており、財務規則運用通達に沿った処理が行われていなかった。この点につき、今後は通達に沿った処理を行うことが必要である。	令和4年度の事務処理から「収入未済額繰越伝票」を起票する際、財務規則運用通達に沿って、3月31日(年度末)時点の「収入未済額一覧表」の出力及び添付の対応について、改めて徹底を行った。今後も適正な事務処理に努めていく。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
31	<p>Ⅲ 安房土木事務所 3 契約について ① 県単道路改良工事(坂本・斜面対策工事)随意契約について</p>	<p>結果（意見）の内容 他者では円滑な工事が不可能であるというところと契約が不利になるというところは、直接的には結びつかない。 流れとしては、 ・他社では不可能(非常に困難) ・様々な手間や、期間延長、諸経費が掛かる ・当該業者の方が有利(他者だと不利になる) ・よって特命随意が合理的 ということを、他社との工事日数や見積額等で比較して明示することが必要となる。合わせて相見積もりも実施することが望ましい。</p>	<p>特命随契(6号随契)の際は、当該業者と他者とで契約する場合のそれぞれ設計金額を明示し、当該業者と契約した方が有利である根拠を明確にすることを改めて徹底した。</p>	対応済み
32	<p>Ⅲ 安房土木事務所 3 契約について ② 待崎橋耐震補強工事1者入札について</p>	<p>当該契約については実施要領上は評容の範囲であるが、一般競争入札において1者入札で落札という状況は、制度の趣旨からして望ましいものではない。 できるだけ、1者入札を解消する方策の検討や努力が望まれる。</p>	<p>令和2年9月4日付け建不第689号により、制度上認められた1社入札(入札に参加するための地域要件について、「県内に本店がある者」又は「県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た事業所がある者」と設定している場合及び地域要件を設定していない場合)であるが、引き続き複数入札参加者の確保に努めていく。</p>	対応済み
33	<p>Ⅲ 安房土木事務所 4 橋梁の管理について ③ 長寿命化修繕計画における修繕計画とその実施状況について 橋梁の修繕着手の遅れについて</p>	<p>一巡目点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁で、2020年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、判定区分Ⅳは100%、判定区分Ⅲでは58%であった。道路橋定期点検要領において判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年内)に措置を講ずるべきとされているため修繕着手が遅れている状況にある。 現状の進捗を考慮して、判定区分Ⅲの橋梁について5年以内の着手が難しいようであれば、該当する橋梁について優先順位付けをしてリスクの高い橋梁から優先して修繕を行っていくことが必要である。</p>	<p>未着手となっている橋梁については、リスクの高い橋梁から優先して修繕を行っていく。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
34	<p>III 安房土木事務所 4 橋梁の管理について ④ 橋梁の耐震化の対応状況について</p> <p>橋梁耐震化計画の作成及び事業実施状況の公表について</p>	<p>県では、橋梁の耐震化については、公式な計画として策定・公表していない。これは、橋梁については関係者との協議が長期間にわたるなど、着手時期について県が独自に決定できない場合があり、精度のある計画が作成できないからとのことであった。しかし、他の自治体で橋梁の耐震化計画を作成して対応している自治体も存在するため、計画策定について検討されたい。</p> <p>精度のある計画が作成できないというのであれば、少なくとも耐震化が必要な橋梁と対応への基本方針、年度の耐震化の実施状況、進捗率等を開示することなどで県民に対して耐震化の実施状況について情報を発信されたい。</p>	<p>橋梁の耐震化については、他県の状況を確認し、耐震化の基本方針をホームページ等で公表することを検討する。</p>	<p>対応済み</p>
35	<p>III 安房土木事務所 5 トンネルの管理について ④ 橋梁及びトンネルの定期点検及び長寿命化の修繕工事の実施状況の開示について</p> <p>定期点検及び長寿命化の修繕工事の実施状況の開示について</p>	<p>県のホームページでは道路施設点検として各橋梁の診断結果を土木事務所ごとに表にして公表しているが、トンネル等の診断結果やそれぞれの措置状況（工事実施状況）は公表していない。橋梁の診断結果についても、1巡目（平成26年度から平成30年度）の診断結果の公表にとどまっている。そのため、その後の工事実施状況や2巡目の診断結果（途中経過）については分からない状況にある。</p> <p>国土交通省で公表されている情報と重複する部分はあるが、全体の概要を説明するなど県民目線で見えやすい情報開示について検討されたい。</p>	<p>分かりやすい情報開示のために、全体の概要を説明するとともに、県のホームページから国土交通省の公開情報についてリンク先が国土交通省へのページであることを明確にする等、令和5年3月にホームページを修正する。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
36	III 安房土木事務所 6 道路の維持管理について ① 道路維持修繕についてあるくパトロールについて	「あるくパトロール」2月の改善状況の報告目的が不明である。いずれのパトロールによって把握されようと、すべての発見事項に対して、修繕等の改善を実施することが肝要であり、「あるくパトロール」のみの改善状況を報告しても、所内供覧をしているだけである。「あるくパトロール」のみの改善状況の報告は廃止し、その他のパトロールと同列で報告されたい。 8月の道の日にちなんで安房土木事務所では8月に実施しているが、夏休み中で交通量の多い時期に、NP0の方と複数人で実施しており、交通事故の少ないかねないため、8月にこだわらず、交通量の少ない時期に実施することを検討されたい。	「あるくパトロール」は、県が管理する道路の維持管理及び交通の安全と円滑化に万全を期することを目的として行っており、改善状況があれば、修繕等の改善も含め所属内は共有している。 なお、「あるくパトロール」は夏期観光安全対策期間中の計画と位置付けており、同期間中の計画に関し、「あるくパトロール」に代わる有効な手段について検討するが、当面は、事故には万全の注意を払ったうえで実施していくこととする。	対応済み
37	III 安房土木事務所 6 道路の維持管理について ② 県民相談カードについて 県民相談カードについて	令和2年度における県民相談カード150、160について、印刷物のフアイリングが抜けていた。その理由は、通常、処理後に押印する際に印刷しているが、年度末において改善未了であったため印刷が未了であったことである。 押印する事務を減らす意味でも、県民相談カードについて、エクセル管理を正として、承認日・承認者を残すことを検討されたい。	安房土木事務所における県民相談カードについては、エクセル管理を正とし、承認日、承認者を残すこととした。	対応済み
38	III 安房土木事務所 7 物品管理について 物品管理について	物品調査については、財務規則に則り調査を実施した事実を明らかにするため、また事後的な検証を可能とするために実施結果を記録及び保管する必要がある。	現物確認した際の実施結果を記録及び保管することを改めて徹底した。 今後も適正な事務処理に努めていく。	対応済み
39	III 安房土木事務所 8 債権管理について ① 滞納未収入金の管理について 滞納未収入金の管理について	滞納整理票については、未収金回収対策マニュアルに従った記載をし、督促履歴や顛末等について一見してわかるよう記載されなければならないが、当該事例では顛末の記載を失念していた。 滞納未収入金の督促を適時適切に実施するため、顛末を漏れなく記載する必要がある。	滞納整理票を整備し、督促履歴や顛末等について記載することを改めて徹底した。	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
40	<p>III 安房土木事務所 8 債権管理について ② 財務情報システムの繰越 処理について 財務情報システムについて</p>	<p>県土整備部で使用している財務情報システムは、未回収の債権につき次年度繰越処理をすること、前期末残高が表示されなくなるという仕様となっている。そのため、繰越後に3月31日（年度末）の「収入未済額一覧表」を印刷した場合、決算の金額と明細の金額が不一致となる。当該不一致を回避するため、未収額が確定すると3月31日（年度末）時点での「収入未済額一覧表」を印刷し、添付することが求められるが、そもそも、次年度繰越処理後に「収入未済額一覧表」に前期末残高が表示される仕様となれば、このような手間は生じない。財務情報システムについては、システムの改善の含めた対応策について、担当部署と検討し、最善の方法を探ることが望まれる。</p>	<p>財務情報システムの改善を含めた対応策について、関係部署において検討したが、システムの大規模な改修が必要となることや、システム上繰越処理がなされたかどうかかわりにくくなることという理由により、システム改修を行うことは難しいという結論に至った。 なお、システム改修を行わなくても、「収入未済額繰越伝票」の起票時の根拠となる収入未済額の確認については、「調定一覧」画面により、その年度の収入未済額を確認することが可能である。今後、年度が変わった後も、適宜前年度の収入未済の残高を確認し、適切な債権管理を徹底する。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
41	<p>IV 江戸川下水道事務所</p> <p>2 流域下水道事業における負担金収入について</p> <p>① 流域下水道維持管理費負担金の計算根拠について</p> <p>予備費の取り扱いについて</p>	<p>予備費については関連各市が参加する千葉県流域下水道維持管理連絡調整委員会においてその取扱いが決定している。予算通りの執行が行われると当初予算における予備費は、決算においてはプラスの収支差額となり、利益剰余金に積み立てられることになる。</p> <p>想定より利益剰余金が増加した場合は、本来的には、各市の負担金が当初想定より過大な状態になるため、当該取り扱いに基づいて適切に処理を行い、利益剰余金が過剰とならないように留意されたい。</p>	<p>千葉県流域下水道維持管理連絡調整委員会において定めた利益剰余金の金額が、過剰とならないように管理していく。</p>	対応済み
42	<p>IV 江戸川下水道事務所</p> <p>3 業務委託契約について</p> <p>② 委託費関係の一般競争入札について</p> <p>1者入札について</p>	<p>入札制度の趣旨からして、1者入札は極力回避する必要がある。</p> <p>また、「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」（令和3年5月総務部管財課）を1者入札正当性の根拠にしているが、手引きに記載されている状況判断と当該委託契約案件では、実態認識に大きな乖離があると言わざるを得ない。</p> <p>さらに、継続して同一業者が落札・受託している契約もあり、入札及び契約結果の状況をみると果たして適切な競争があったのかという点について、疑義が残る。</p> <p>令和5年度には、下水道脱水ケーキの外部業者への業務委託の分量半減により、入札において競争状態が作られる見通しとの説明であるが、それ以前にもできるだけ1者入札を回避する方策の検討及び努力が求められる。</p>	<p>本委託はその内容の特殊性から応札できない業者が数少ない状態であるが、引き続き公正な入札執行に努めていく。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
43	<p>江戸川下水道事務所 4 江戸川第一終末処理場の建設に係る契約について ① 江戸川第一終末処理場の建設工事委託について協定書見直しに伴う債務負担額の減少について</p>	<p>当初の計画では8,924,582千円であった事業規模（債務負担額）が、令和3年1月27日の協定変更では6,050,915千円となっており、その差額は2,873,667千円と多額である。また、完成年度についても、当初計画の平成32（令和2）年度から令和5年度へと延長されている。 終末処理場の建設は県事業の中でも大規模な建設事業ではあるが、債務負担額に基づき予算を策定するだけでなく起債計画も立案することを鑑みると、繰越後の支出総額の大幅な変更は予算統制上適切ではないため当初の積算をより正確に行うことが望まれる。</p>	<p>債務負担額の設定にあたっては、概算事業費算出根拠の確認を行うなど、より正確に行うこととする。</p>	<p>対応済み</p>
44	<p>江戸川下水道事務所 5 固定資産の管理について ① 固定資産の実地照合について 固定資産の実地照合について</p>	<p>令和2年度について、固定資産の実地照合は行われていなかった。これについては、「千葉県流域下水道事業財務規則」第79条第1項の規定に反しているが、江戸川下水道事務所においては、下水道課から具体的な指示が出ていないことから、実地照合が実施できなかったとしている。 令和3年度以降の固定資産実地照合については、令和3年12月に発出された事務通知に基づき、適正な資産状況の把握に努めるべきである。</p>	<p>千葉県流域下水道事業財務規則に規定する固定資産の実地照合については、令和3年12月20日付け事務通知により具体的な取扱いを通知しており、同通知に基づき適正に実施していくことを改めて徹底した。</p>	<p>対応済み</p>
45	<p>江戸川下水道事務所 5 固定資産の管理について ② 管渠内角落し設置及び撤去工事について 固定資産の取得原価の範囲について</p>	<p>当該固定資産の設置及び撤去は、本体である江戸川第一終末処理場の取得を前提としなければ実施の必要がない工事で、本体工事と一体不可分の工事として捉えるべきものである。 今後同様の工事を実施する場合は、千葉県流域下水道事業経理事務の手引（千葉県県土整備部都市整備局下水道課 令和3年3月）において記載されている、本体工事を前提に実施した設計委託及び調査業務委託と同様に、本体工事の完了後、対象となる本体の取得価額の一部を含めて会計処理することが適切である。</p>	<p>建設仮勘定の管理や工事完成時の資産化等の会計処理については、現場の状況に即した適正な資産管理が行えるよう、他県の状況などを踏まえて研究する。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
46	IV 江戸川下水道事務所 6 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、県職員の情報セキュリティへの対応状況について貸出USBメモリ使用簿の記載漏れについて	江戸川下水道事務所では、概ね千葉県の定めるセキュリティ規程に従い運用されている。 一方で、「貸出USBメモリ使用簿」の記載について、返却年月日の記載がないものが1件発見された。実際にはUSBが返却されていたが、返却年月日の記載を失念していたとある。 今後は、記載不備がないよう、注意されたい。	現在の「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」に基づき、電磁記録媒体管理簿にて適切に貸出状況等を記録管理していくことを改めて徹底した。また、今回の結果について所内で共有し注意喚起を行った。 今後も使用状況に応じて定期的に周知を図っていく。	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
47	千葉県土地開発公社 組織運営について ② 会計指導業務契約について ③ 監事と会計顧問の兼任状況の 解消について	現在の状況は、外観的には、監事としての地位を利用した契約の獲得との疑念を生じかねない。監事と会計顧問の兼任状況の解消及び監事報酬と有限会社C会計への委託報酬とのアンバランスについては、早急に解消する必要がある。 なお、土地開発公社からの回答では、令和3年度末をもって、S.0監事が監事を退任することとある。	令和4年4月1日の新監事就任により、監事と会計顧問の兼任状態は解消された。	措置済み
48	千葉県土地開発公社 組織運営について ③ 会計について 原価計上額の過少計上について	令和2年度決算では、この処理方法の変更(会計方針の変更(※))については決算書のどこにも記載していないため、原価を恣意的に79,874千円減額調整する不適切な会計処理との疑念を抱かせる危険がある。 なお、この計算方法の変更処理は、数年前に佐倉第三工業団地代替地の売却原価算定時にも実施している。 本来ならば、売却対象の事業土地の帳簿価格を面積按分し、これに加えて別途上乘せすべき事業費分(売却土地に対応する実績値)を事業原価に計上するなどの適切な会計処理を行うべきであった。 なお、土地開発公社からの回答では、令和3年度決算書で、当該変更について追加情報として、会計方針の変更(旨、影響額等)を注記することとある。	令和3年度決算書の注記事項に追加情報として当該事項を記載した。今後適正な事務処理に努めていく。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
49	千葉県土地開発公社 組織運営について ③ 会計について 賞与引当金に係る社会保険料 について	賞与引当金に係る社会保険料について、期間に属する部分については未払費用として計上する必要があるが、令和2年度決算において計上されるべき未払費用1,834千円が、計上されていなかった。 令和3年度以降については、適切に計上することが求められる。	令和3年度決算から、未払費用として計上することとした。 今後も適正な事務処理に努めていく。	措置済み
50	千葉県土地開発公社 保有する土地について ⑥ 財務規程等の取り扱い 代替地の佐倉第3工業団地の 計上額について	代替地の佐倉第3工業団地については、土地開発公社経理基準要綱第25条の時価が△8,872千円であり、著しく下落している状況にあるが、時価を貸借対照表価額としていない。 販売経費等見込額が売価を超えるため、正味実現可能価額はマイナスとなるが、その場合には、代替地の帳簿価額をゼロまで切り下げたうえで、当該マイナス部分について反映させるため引当金の計上が必要となるため是正されたい。	当初見込額に含んでいた、所有に係る費用及び実現可能性のない費用を除いた結果、販売経費等見込額は0円となり、時価が簿価を上回ることから、引当金の計上は不要とした。	措置済み
51	千葉県土地開発公社 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティについて 情報セキュリティ基準の未作成について	土地開発公社では、情報セキュリティの基本的な「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。 土地開発公社においては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規定を定めたい。	千葉県土地開発公社情報セキュリティ基本方針、同セキュリティ対策要綱及び同セキュリティ対策運用要領を、令和4年8月1日に定めた。 今後はこれらに基づき、適切な運用を図っていく。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
52	<p>V 千葉県土地開発公社 6 勤怠管理について 勤怠管理について</p>	<p>平日の残業を命令する場合は、時間外・週休日・休日勤務等命令簿にて直接監督者及び命令者の承認を得て行うが、実際の残業時間が事前の命令簿の承認を得ておらず、職員は当該命令簿の残業時間と異なる場合に留まり、改めて上長の報告し承認を得ていない。 事後に上長の承認を得る統制を整備する必要がある。</p>	<p>令和4年7月1日から、時間外勤務に変更があった場合、時間外勤務命令簿に変更事項（時間）を記載し、速やかに命令権者等に報告、承認を得ることとした。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
53	V 千葉県土地開発公社 2 組織運営について ① 人事評価について 人事評価結果について	概ね的確な評価制度であるし、運用や結果の利用についても妥当と考える。 ただ、本人への通知は必要であるし、特にA評価の継続者、B評価からC評価またはD評価への降格者などについては、結果通知とともに、面談や必要に応じてカウンセリング等も検討されたい。	令和4年度に千葉県土地開発公社人事評価制度の改正を行い、令和5年度から新たな人事評価制度を試行する。 新評価制度は、能力評価、業績評価及びそれら結果に基づく総合評価からなる。評価方法は所定の評価票により、対話を通じて年度の期首に目標の設定等を行い、中間、期末では、双方確認（対話）の上、評価を決定する。なお、最終的な評価結果は被評価者に開示する。	対応済み
54	V 千葉県土地開発公社 2 組織運営について ③ 会計について 賃貸収入の表示科目について	民間の事業会社への30年間にわたる賃貸収入であるから、事業収入の賃貸等収入又は附帯等事業収益の保有土地賃貸等収益などが適切な処理である。 また、土地開発公社3階部分を一般社団法人に賃貸しているが、現在、負担金収入として表示している金額(内容的には部屋の賃料、公租公課、維持管理費等)は事業外の賃貸収入とすることが適切である。	令和3年度決算から、固定資産（太陽光発電事業者への貸付）については「附帯等事業収益の保有土地賃貸等収益」、土地開発公社3階の貸付については「事業外収益の賃貸収入」として計上することとした。	対応済み
55	V 千葉県土地開発公社 3 保有する土地について ② 佐倉下根用地について 佐倉下根用地について	平成16年度の包括外部監査の結果で指摘された以降に大きな進展が見られない状況にある。 本来、土地開発公社が長期保有すべきものではないたため、県が土地を取得し、県の責任において土地の用途及び処分方針を検討する必要がある。	令和3年度にも同用地の利活用について全庁的な調査を実施しているが、利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は困難である。 県による当該用地の再取得及び処分が行えるよう、引き続き検討していく。	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
56	<p>V 千葉県土地開発公社保有する土地について ③ かずさアカデミアパーク用地について 長期保有していたかずさアカデミアパーク用地について</p>	<p>土地開発公社が長期にわたり土地を保有していたかずさアカデミアパーク用地については、令和4年3月をもって全ての再取得が完了する見込みのことである。しかし、土地開発公社の取得原資は、主に金融機関からの借入金であり、長期にわたり土地を保有すると、借入期間中の金利は土地の取得費用として簿価に積み増されていくため土地保有に伴う自治体の財政負担は大きなものとなる。実際に、かずさアカデミアパーク用地に対する令和2年度末までの支払利息の累計は1,876,937千円であり、そのうち再取得が見送られた平成7年度以降の支払利息の総額は1,456,452千円となっている。</p> <p>本来、県が早期に買い取れば問題は生じないが、本事業が発生したことから、買取が長期化する場合には将来の財政負担を軽減させるためのルールを決めることが必要であると考える。</p> <p>例えば、総務省に対しては、5年超の長期保有土地の報告が求められていることから、5年超の長期保有となった段階で、佐倉下根用地で過去に実施したような無利子貸付等を行うことができず、任組みを作るなどの方法が考えられる。</p>	<p>土地開発公社と県との間で今後買取りが長期化しそうな案件を扱う場合は、予め財政負担軽減を図るルールを決めることとした。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
57	<p>V 千葉県土地開発公社 3 保有する土地について ④ 佐倉第三工業団地本体の 周辺の土地について 完成土地等及び代替地として 保有している佐倉第三工業団 地の周辺の土地の活用につい て</p>	<p>完成土地等及び代替地として保有している佐倉第三工業団地の周辺の土地について、特に面積の大きなAの神門地区保有地(56,472㎡)とCの代替地(22,427㎡)については、活用を検討中との回答であった。 一方で、県の土地開発公社の改革方針においては、将来的な土地造成事業からの撤退が決定しており、保有土地の速やかな処分が方針とされている。土地開発公社においては、当該完成土地等及び代替地について早急に方向性を見直し、早期に対応を完了させたい。</p>	<p>平成15年度に策定した「土地造成事業に係る保有土地の処分推進方針」について、令和4年度に見直しを行い、保有土地については、土地造成事業に係る全保有土地の方向性を明確にし、処分又は賃貸等による土地活用を推進するものとした。</p>	<p>対応済み</p>
58	<p>V 千葉県土地開発公社 3 保有する土地について ⑥ 財務規程等の取り扱い 強制評価減を適用する下落率 の規程化について</p>	<p>土地開発公社では、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に強制評価減を適用しているが、規程により定められているわけではない。稟議決裁により下落率を変動させることが可能であり、理事長の判断で下落率の基準を変更できる余地を残すことになる。 したがって、強制評価減を適用する下落率については、規程等により定める必要がある。</p>	<p>令和4年度に強制評価減を適用する下落率を、千葉県土地開発公社経理基準事務取扱要領により定めた。</p>	<p>対応済み</p>
59	<p>V 千葉県土地開発公社 4 あっせん等事業について ① あっせん等事業について あっせん等事業について</p>	<p>あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。 県に対して、事業反对者等の困難案件については、他県で導入している例もある「積上げ方式」を導入してもらいたい。</p>	<p>収支改善を図るために、事務費算出方法の見直しを行うこととして、令和元年度から、継続的に協議しており、意見の内容を含め、今後も引き続き協議を継続していく。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
60	V 千葉県土地開発公社 5 情報セキュリティについて ② 使用しているシステム及びID、パスワードの管理 パスワードの管理について	土地開発公社のログインIDに係るパスワードについては、固定化されており、リストに記載され管理されている。パスワードは当初付与されたものから変更することができないため、セキュリティとしては脆弱である。 PCの入れ替えによるセキュリティ強化とともに、パスワードに関する文字制限、定期的な変更等を導入し、セキュリティ強化につなげられるよう検討されたい。	令和4年12月からパソコンの順次入替え及びパスワードの定期的な変更等を実施している。	対応済み
61	V 千葉県土地開発公社 5 情報セキュリティについて ④ 災害対策、事故対応等 災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について	土地開発公社では、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても実施していない。 土地開発公社のサーバは外部とつながっていないため、攻撃される可能性は低いが、自然災害や事故でサーバが稼働しなくなる可能性はゼロではない。安全のためにも、土地開発公社以外の場所に重要な事項だけでも保管できるように、検討されたい。 また、標的型攻撃メール対応訓練については、外部ネットワークとつながることができ、攻撃をすべて回避することはできないため、必要な訓練と考えられることから、実施について検討された。	標的型攻撃メールについては、役職員に対して注意喚起を行い、令和4年10月に対応訓練を実施した。 また、サーバ内のデータは定期的にバックアップを行い、保管場所は公社内の耐火性を有する金庫に保管することとし、令和4年12月からさらに外部への保管も行っている。	対応済み
62	V 千葉県土地開発公社 6 勤怠管理について 残業時間の把握について	職員の出退勤時間を記録する仕組みがなく、実際の残業時間を上長等が確認できない。タイムカード等のシステムによる管理、あるいは勤務終了時に上司にメールで報告するなど、適正な残業時間を把握できる仕組みを整えることが望ましい。 なお、土地開発公社では、令和4年度に庁舎警備システムと連動した勤怠管理システムの導入を検討している。	残業時間を把握するため、パソコンによる勤怠管理システムを導入し、令和4年12月より運用を開始した。	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
63	V 千葉県土地開発公社 7 消耗品管理について ① 消耗品の管理について 消耗品の管理について	千葉県土地開発公社財務規程第51条において、「物品取扱員は、常に業務の執行上必要な量の棚卸資産の確保に務め、かつ、これを適正に管理しなければならぬ。」と規定されている。棚卸資産のうち消耗品について、運用上、使用の際には上記の使用簿に記載しており、その記載内容が適切であるか確認しているものの、その証跡は残されていないことから、規程に従った管理をしているかが使用簿を見ただけではわからない。 使用簿の様式を、受、払、在庫の数量及び確認証跡がわかるような様式に変更し、その記載内容と実際の数量との一致を確認することが望ましい。	消耗品使用簿を受、払、在庫の確認できる様式に見直し、確認することとした。	対応済み
64	V 千葉県土地開発公社 7 消耗品管理について ① 消耗品の管理について 財務規程の見直しについて	現行の千葉県土地開発公社財務規程上、消耗品は棚卸資産として管理を行うこととされており、文具等少額の消耗品についても、当該規程に従い管理することになる。規程によると、使用簿に受払及び在庫の数量を記載し、実際の棚卸数量と受払簿上の数量を比較し、差がある場合には棚卸減耗として処理することが適正と解することができる。 当該規程は長期にわたり改正されていないことから、消耗品の棚卸を実施していない現状と整合して見直し、例えば、一定金額未満の少額消耗品については棚卸を不要とする例外規定を設ける等することが望ましい。	消耗品の定義や取扱について、令和4年12月1日付けで例外規定を設ける財務規程の一部改正を実施した。	対応済み
65	V 千葉県土地開発公社 8 現金・預金管理について 残高0円の通帳について	通帳については、使途がないものを保有していることで、管理が煩雑になるとともに、不正に使用される恐れがある。 そのため、管理上の観点からも、使途がない上記の通帳については、解約することが望ましい。	使途のない通帳については、解約した。	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
66	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 5 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティについて 情報セキュリティ基準の未作成について	下水道公社では、情報セキュリティの基本となる「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。 本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。 下水道公社においては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規定を定めたいえ、適切な運用を図るべきである。	情報セキュリティの基本方針として、千葉県下水道公社情報セキュリティ要綱を令和4年4月1日に定めた。 今後は要綱に基づき、適切な運用を図っていく。	措置済み
67	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 6 物品管理について 薬品費に係る棚卸資産の計上漏れについて	江戸川第二終末処理場で使用する薬品について、下水道公社は購入時に全額消耗品費として費用処理しているため、未使用在庫があるにもかかわらず、年度末に費用から資産へ振り替える決算整理を実施していない。そのため、現状では、薬品の消費量ではなく購入量に基づいて費用が計上されており、実態を適切に財務諸表へ反映できていない。 在庫検収表にて令和2年度末の在庫を把握することは可能であるため、決算整理を実施し、年度末の薬品在庫について適切に資産計上するべきである。	令和3年度決算からは消費量に基づく費用計上とし、未使用在庫分は棚卸資産（貯蔵品）として計上することとした。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
68	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 6 物品管理について 江戸川第二終末処理場の管理に係る業務委託料について	下水道公社は、江戸川第二終末処理場で使用する薬品費について、消費量ではなく購入量で費用計上し県に精算報告しており、県はその額で委託料を精算していた。本来であれば、下水道公社は、薬品の未使用在庫部分を除いた額で、精算報告するべきであつたため、結果として、県は委託料を多く支払つてしまったことになる。 県は、江戸川第二終末処理場の管理に係る業務委託料について、委託料の精算時に適正な金額で精算する必要がある。	令和3年度決算からは、委託期間中の購入量でなく消費量に応じた金額で精算を行うこととした。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
69	<p>VI 公益財団法人千葉県下水道公社 2 組織運営について ① 収支及び剰余金について 正味財産残高について</p>	<p>公益法人として、剰余金が過大なのは適切ではない。 下水道社の説明では、各特定資産に対応したものが大宗であるとしているが、各特定資産の事業内容、積立額の算定根拠が曖昧であり、令和2年度の取り崩し額(使用額)も35百万円程度にとどまっている。さらに特定資産の取り崩しは、目的支出があった年度ではなく、翌年度期首に実施されていることである。 事業資金として特定資産化するのであれば、具体的事業内容の明確化、積立額の算定根拠の明確化とともに、各年度で的確に使用(取崩し)することが求められる。 一方で、個々の受託業務において、原価及び一般管理費について、実費での契約額としているが、手数料等を受け取れることを検討してはどうか。 同じ県所管の公益法人で、総原価に6%の手数料を乗せて、県や市町村との業務原価対分として例もあり、この場合、事業原価対分は収益事業、手数料分は法人会計で計上するなどが考えられる。</p>	<p>特定資産は、下水道の普及啓発事業や災害時の市町村支援のために積み立てた資産であり、その取崩しについては効果的に実施していくが、現計画に固執せず、社会情勢やニーズの変化を捉えて柔軟な対応ができるよう、県と下水道公社が連携しながら、計画的に実施していく。また、受託業務の手数料等の計上についても、両者で相談・検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
70	<p>VI 公益財団法人千葉県下水道公社 2 組織運営について ② 職員の業務状況 職員の適正業務量の保持について</p>	<p>今回、結果として職員の過大な労働負荷は回避されたが、そもそも業務量の見込み値算定根拠の甘さ、実際に発生が確定した対処すればいいとする雇用者側の姿勢など、多重的な課題が内在していると考ええる。職員の労働時間適正化の問題は、雇い手として優先すべき課題で、結果オーライで済まされるものではない。 業務量予測の精度の向上を前提に、特に人手が不足する部署については、応急手当として臨時雇用や期間雇用職員を検討し迅速な改善対処が求められ、また、中期的には計画的に職員を採用し、人材を育成する必要がある。そのための財源については、正に余剰資金の適切な使用を検討されたい。</p>	<p>日頃から業務量の変動要因を把握し、人手が不足する可能性がある場合には、期間雇用等を含め人員の確保に努める（令和4年度は期間雇用採用で1名増員済）。 また、定員管理計画を考慮しつつ、余剰資金の活用も視野に入れ、計画的な職員採用及び人材育成に取り組んでいく。</p>	<p>対応済み</p>
71	<p>VI 公益財団法人千葉県下水道公社 3 下水道公社の実施する建設事業について ② 受託業務の実施状況について 施工業者からの工事目的物の引受と同日に自治体へ工事目的物を引渡すことの徹底について</p>	<p>受託業務について、サンプルを抽出して取引内容を確認した結果、施工業者からの工事目的物引受年月日と自治体への工事目的物引渡し年月日に数日間の差がある取引が存在していた。当該期間に事故等が生じた場合には、下水道公社がそのリスクを負担することになる。 下水道公社は、管渠・ポンプ場等の建設工事の施工監理が業務であることから、当該リスクを負担することは適切ではないため、施工業者からの工事目的物の引き受けを行った日と同日に自治体へ工事目的物を引き渡すことを徹底されたい。</p>	<p>令和3年度末以降は自治体への引渡年月日と施工業者からの引受の年月日が同日となるよう、関係自治体に協力を依頼することとした。</p>	<p>対応済み</p>
72	<p>VI 公益財団法人千葉県下水道公社 4 勤怠管理について ① 勤怠管理について 勤怠管理について</p>	<p>出退勤記録については、客観的に時間が確認できるタイムカード等の利用が望ましい。なお、タイムカード等については、客観的に確認できない出退勤記録として残るものであるため、本社だけでなく、各施設においても導入されるよう検討されたい。</p>	<p>出退勤記録については、本部と各出先で統一的、かつ効率的な運用が可能となるよう、具体的な方法を検討していく。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
73	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 5 情報セキュリティについて ② 使用しているシステム及びID、パスワードの管理 パスワードの管理について	下水道公社のログインIDに係るパスワードについては、固定化されている。パスワードは当初付与されたものから変更することができないため、セキュリティとして脆弱である。 パスワードについては文字制限、定期的な変更等を導入し、セキュリティ強化につなげられるよう検討されたい。	パスワードの定期的な変更を実施することで、セキュリティの強化に取り組むこととした。 また、更なる強化を図るべく、パスワードの文字制限の導入や複雑化も含めて、パソコンのリリース業者と手続を進めている。	対応済み
74	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 5 情報セキュリティについて ④ 災害対策、事故対応等 災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について	下水道公社では、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても、実施していない。 下水道公社の会計システムのデータについては、ベンダーにも保管されており、バックアップが取れているが、その他のデータについては、下水道公社内のサーバー以外の保管がないことから、自然災害や事故でサーバーが稼働しなくなった場合、復活させる手段はない。 データの安全のためにも、下水道公社以外の場所に重要な事項だけでも保管できるように、検討されたい。 また、標的型攻撃メール対応訓練については、外部ネットワークとつながっているため攻撃をすべて回避することはできないことから、必要な訓練と考えられるため、実施について検討されたい。	災害対応訓練、事故対応訓練の実施に関しては、流域下水道管理者である県と下水道公社で協力して検討していく。 同じく、標的型攻撃メール対応訓練の実施や、データの保管場所についても検討していく。	対応済み
75	VI 公益財団法人千葉県下水道公社 7 固定資産の管理について 電話加入権について	電話加入権について、評価減を実施すべき規定は存在しないものの、実態として現在の使用価値はないと考えられるため、評価減を実施することが望ましい。	評価減の扱いについては、方向性が決まっておらず、今後税理士と相談しながら対応を検討・判断していく。	継続

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
76	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>2 組織運営について</p> <p>① 組織・人事について組織構成の適正化について</p>	<p>組織運営上の幹部がほぼ県職員の派遣で構成され、基本的に1年～2年で入れ替わるという状況は、組織の継続的な運営や中長期的な改善施策の実行などの面で、支障があると言わざるを得ない。</p> <p>業務の改善提案なども在籍期間が短いこともあり、実現が困難となっている。</p> <p>今後、新人プロパー職員の採用や、中途職員の採用を積極的に実施するだけでなく、建設技術センター及び県は少なくともプロパー職員が管理職の中心を担うようになるまでは、県職員の派遣期間の延長等を考慮するなど、組織運営上の様々な工夫・配慮が必要である。</p>	<p>建設技術センターの事業継続や組織の維持・活性化を図ることができよう、県と建設技術センターの双方で、組織運営のあり方について引き続き検討・協議していく。</p>	措置済み
77	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>2 組織運営について</p> <p>② 監事との会計顧問契約について</p> <p>監事が経営する会計事務所への業務委託について</p>	<p>監事は法人のガバナンスの根幹をなす役割を有しており、本来ならば監事経営の会計事務所との業務委託契約は避けたい方が好ましい。</p> <p>どうしても必要不可欠という事であれば、規程上は契約書の作成省略は認められており、請書の徴求も省略できることになってはいるが、監事が経営する会計事務所との契約という事を考えれば業務委託契約書の締結は必須である。その契約書の中で、監事の役割へ影響を及ぼす疑念を抱かせるような業務は排除し、かつ監事自身は当該業務に関わらない旨を明確にする必要がある。</p>	<p>令和3年11月から、監事が経営する会計事務所へ業務委託することとし、既しは、請書に監事自身が当該業務に関わらない旨を記載することとし、既に実施している。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
78	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター 3 事業内容について ② 受託業務（設計積算受託事業及び建設工事受託事業）の実施状況について 検査結果通知書の未受領について</p>	<p>建設技術センターでは、複数の受託先自治体から検査結果通知書を受領していません。これは、検査結果通知書を発行するかどうかは市町の事務フロー次第であり、建設技術センターとして検査結果通知書を必ずしも求めていないためであった。受託収入は、委託先の検査完了により収益計上すべきものであるため、収入計上の根拠証拠が存在しないことは問題である。市町村指定の様式がない場合には建設技術センターで定められた様式を使用するなどの方法により、検査結果の通知についても根拠資料を受領することが必要である。</p>	<p>令和4年4月以降に完了する業務からは、全受託先へ検査結果通知書（任意様式）の提出を依頼している。</p>	措置済み
79	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター 4 情報セキュリティについて ① 情報セキュリティについて 情報セキュリティ基準の未作成について</p>	<p>建設技術センターでは、情報セキュリティの基本となる「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。 建設技術センターは、県が実施する電子納品に係る電子成果品の副本の保管・管理や県の土木積算システムの運用を業務としており、本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等に基づく情報資産の洗い出しや、統合情報システムで実施している電子納品申請についても、県と同じレベルの基本方針の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。 建設技術センターにおいては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規程を定めたいうえで、適切な運用を図るべきである。</p>	<p>千葉県建設技術センター情報セキュリティ基本方針及びび同実施手順書を令和4年7月13日に定めた。 今後はこれらに基づき、適切な運用を図っていく。</p>	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
80	VII 公益財団法人千葉県建設技術センター 5 賞与引当金に係る社会保険料未払分について ① 賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料の未払計上について 賞与引当金に係る社会保険料について	賞与引当金に係る社会保険料について、期間に属する部分については未払費用として計上する必要があるが、令和2年度決算において計上されるべき未払費用2,525千円が、計上されていなかった。 令和3年度以降については、適切に計上することが求められる。	令和3年度決算については、賞与引当金に係る社会保険料を算出し、賞与引当金を含めて計上した。今後も対応していく。	措置済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
81	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>2 組織運営について</p> <p>③ 委託業務(庁舎清掃、庁舎警備)について</p> <p>事務手続きの効率化について</p>	<p>事務手続きの効率性の観点から、業者からの請求書の金額で一組の支出回議書と支出伝票を起票し、後に1枚の振替伝票で2部門に配分することで、実質的な内部統制という観点からも問題ないと考え</p> <p>る。</p> <p>また、作業の完了報告書も建設技術センター建築物の清掃なので、清掃作業場所ごとに作業前、作業中、作業後の看板を掲げた写真をつけた冊子が無くても、作業完了報告書入手と担当課の現場確認で充分目的は果たせられると考える。</p>	<p>伝票については、一組の支出回議書及び支出伝票を起票する際に2部門に配分する対応を令和3年度から実施している。</p> <p>また、作業完了報告書については、担当者の現場確認で替えることとし、令和4年度の業務から実施することとした。</p>	対応済み
82	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>4 情報セキュリティについて</p> <p>① 情報セキュリティについて</p> <p>パスワードの管理について</p>	<p>建設技術センターで使用しているパスワードには設定上の制限がない。そのため、パスワードはあるものの、パスワードの設定制限がない、X文字等、かなり脆弱である。</p> <p>大文字小文字数字混合、文字数、パスワードの変更期限等、特にログインIDに関するパスワードについては、早急なパスワードの強化を検討すべきと考える。</p>	<p>令和4年4月からセンターで使用している各システム等のパスワードの強化を実施した。また定期的にパスワードを変更することとした。</p>	対応済み
83	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>4 情報セキュリティについて</p> <p>① 情報セキュリティについて</p> <p>災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について</p>	<p>建設技術センターでは、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても実施していない。</p> <p>建設技術センターのサーバーは外部とつながっており、また、事業として電子納品管理を行っていることから、安全のためにも、災害時や事故対応についてのマニュアル等を制定し、データ保全に努めることが求められる。</p> <p>また、標的型攻撃メール対応訓練については必要な訓練と考えられることから、実施について検討されたい。</p>	<p>災害等や事故対応マニュアルを令和4年7月13日に制定し、10月5～7日にかけて、職員へ研修を実施した。これを受けて10月中旬に標的型攻撃メール対応訓練を実施した。今後も定期的に実施していく。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
84	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>6 税効果会計について</p> <p>② 適用に関する検討税効果会計について</p>	<p>建設技術センターでは、法人税法上の収益事業に係る課税所得の重要性が乏しいとの判断から税効果会計を適用していない。</p> <p>公益法人の会計においては、公益法人会計基準に関する実務指針（その2）VI税効果会計2.税効果会計適用の要否において、適用するか否かの判断について記載されており、これに従って判断すべきである。判断の結果、過年度及び当年度に発生した一時差異等に係る税金の額に重要性がないとは言いきれない。</p> <p>よって、税効果会計を適用することについて検討されたい。</p>	<p>意見を受け改めて検討したところ、各事業年度における法人税等調整額は、一般正味財産増減額に大きな影響を与えないこと、また、一時差異の解消年度にその解消額を上回る課税所得を得られるか明確でないことから、現時点では税効果会計を適用する状況にないと判断した。</p> <p>今後の状況変化に応じて、適宜見直しを行っていく。</p>	<p>対応済み</p>
85	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター</p> <p>7 公益法人における財務3基準について</p> <p>① 財務3基準の達成状況財務3基準について</p>	<p>公益認定法上の公益法人であるため、財務3基準を満たす必要がある。</p> <p>収支相償については、過去3年間のうち平成30年度、令和元年度について基準を満たしていない。</p> <p>公益目的事業比率については、かろうじて基準を満たしているが、余裕はない。</p> <p>遊休財産額の保有制限についても、平成30年度、令和元年度については、基準を満たしていない。</p> <p>財務3基準について基準を満たすよう運営すべきである。</p>	<p>令和2年度、令和3年度とも財務3基準を満たした。</p> <p>今後も、財務3基準を満たすよう努めていく。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
86	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター 7 公益法人における財務3基準について ② 収支相償における余剰金の使途について 建設技術センター事務所建設資金の積立てについて</p>	<p>建設技術センター事務所建設資金の前提となる事務所建替計画には、完成予定時期や用地の確保等に無理があると言わざるを得ない。また、建設技術センター事務所の建設が当該法人の公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に直接的に關連するものではない。 そのため、資産取得資金として積立てている(仮称)千葉県建設技術センター事務所建設資金については、実質的に収支相償の基準を満たすための手段として積み立てている色彩が強く、内部留保に近いものと考えられる。 公益目的事業で稼得された剰余分については、公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に直接的に繋がる目的で使用されるべきであるため、目的に即した積立金とすることが望ましい。 また、建設技術センター事務所建設資金として積立てるのであれば、千葉県と協議の上、現实的・実現可能な建替計画を立案し、積立てることが要求される。</p>	<p>公益事業である試験の実施のため、構造上の配慮が必要であること、また研修でパソコンを使用する際、情報セキュリティを確保するため、事務所の建設が必要である。また現時的・実現可能な計画とすため、同敷地内での再築を含め、団体と県で協議していく。</p>	<p>対応済み</p>
87	<p>VII 公益財団法人千葉県建設技術センター 8 物品管理について 消耗品の出納簿について</p>	<p>建設材料試験事業で使用される薬剤等、資産性及び金額的重要性のある消耗品については、期末時の在庫を測定し、棚卸資産等の資産として貸借対照表に計上する必要はある。 しかし、建設技術センターでは消耗品の出納簿を作成していないため、期末時の在庫を把握することができていない。 そのため、管理上の観点からも、金額的重要性のある消耗品については、消耗品の出納簿を作成することが望ましい。</p>	<p>期末時の金額的重要性のある消耗品の有無を把握するため、令和4年3月から単価が高額な消耗品について管理簿を作成した。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
88-1	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果（意見）の内容（※）では、「センターの内部統制の問題として、設計変更等、その原因となる内容を記録した文書が保存されていないことである。県では、内部統制管理体制即ち工事の有効性の見直しを含めて文書での記録・保存が重要と考えるが十分ではない。規程全般の見直しを求めたい。」と記載されており、規程全般の見直しを求めているが、措置状況では各種記録様式の作成に留めている。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成21年度包括外部監査における当時の地域整備センターに対する指摘</p>	<p>指摘があった点の改善が図られるよう、各種通知により対応してきたところである。</p>	<p>対応済み</p>
88-2	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果（意見）の内容（※）では、工事打ち合わせ簿に変更理由を適切に記載することを求めているが、措置状況では工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったことになっている。記載しなかったのは現場での規定違反があったと受け取れるが、措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成21年度包括外部監査における当時の安房地域整備センターに対する意見</p>	<p>当該文書の保存期間が満了しているため、開始時期は確認できないが、現在においても変更理由を記載している。</p>	<p>対応済み</p>

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
88-3	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、工事の完成検査時の指摘事項については、口頭による指示ではなく、書面による指示とすべきであった、業者からの手直し報告についても、書面で受領すべきである。」と記載されているが、業者からの手直し報告の書面による受領については、措置状況は不明瞭である。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成21年度包括外部監査における当時の安房地域整備センターに対する意見</p>	<p>当該文書の保存期間が満了しているため、開始時期は確認できないが、現在においても報告書類を書面で受領している。</p>	対応済み
88-4	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、「金田西地区の土地区画整理事業の進展状況等を県民に公表し、さらに事業の結果について県自身並びに第三者によつてきちつと評価を実施し、県民に公表すべきである。同区画整理事業は平成19年度に於いて「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」による評価が実施されており、同委員会の評価は平成25年度にも予定されており、事業の状況について総合的な検討と評価が行われるべきである。」と記載されている。</p> <p>これに対する県の措置状況等は、県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定したとしているが、対応方針の概要についても記載すべきである。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成24年度包括外部監査における県土整備部に対する指摘</p>	<p>対応方針の概要については、「千葉県県土整備公共事業評価審議会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びびコスト縮減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、本県としてはこの意見を最大限尊重し事業を継続することとした。」であり、ホームページにも記載をした。</p>	対応済み

令和3年度包括外部監査

[県土整備部過年度指摘事項]

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
88-5	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、金田西地区の土地区画整理事業について、「県として、事業費の規模に対してその効果はどうか、相応しい施設の建設や商業施設の誘致等が実現できたか、また県が購入した土地がより有利にかつ効果的に利用されたか等も含めて事後評価を実施し、県民に対して公表し説明責任を果たすべきと考える。」と記載されている。</p> <p>これに対する県の措置状況等では、事後評価の結果を公表することとしていることだが、事後評価の結果を記載すべきである。措置状況を十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成24年度包括外部監査における県土整備部に対する指摘</p>	<p>事後評価については、「千葉県土整備公共事業評価実施要領」に基づき、事業完了後(令和8年度)5年以内に、費用対効果や事業の効果の発現状況等の観点から、公共事業評価審議会での審議及び意見聴取を踏まえ実施し、結果はホームページで公表する。</p>	対応済み
88-6	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>1 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、「千葉県建設工事等指名業者選定審査会」において実質的な検討がなされたのか、審査でいかなる検討がなされたのか、随意契約の選択及び契約相手方の選定過程において十分な審査が行われたのか、事後的な検証を可能とするためにも審査会における検討内容は記録化しておくべきと求められているが、措置状況の「会議結果」の記載内容では、その部分が示されていない。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成30年度包括外部監査における県土整備部に対する指摘</p>	<p>審査終了後に「会議結果」を作成することとしており、「会議結果」には、随意契約協議(報告)書を添付し、開催日、案件名、意見、承認された旨を記載し、出席委員の確認を受けることとしている。</p> <p>また、学識経験者からなる入札監視委員会を設置して、随意契約の理由の妥当性について、事後的な検証を行っている。</p> <p>これらの取組により、随意契約の審査の適正な実施の確保を図っているところである。</p>	対応済み

県土整備事業に関する財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
88-7	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>I 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、指名業者の選定が公正に行われたことを事後的に検証することができ、千葉県建設工事等指名業者選定審査会の議事録を残すようことを求めているが、措置状況の「会議結果」では、その旨を記載することになっていない。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成30年度包括外部監査における県土整備部に対する指摘</p>	<p>審査終了後に「会議結果」を作成しており、「会議結果」には、指名業者推薦理由書、建設工事指名業者選定理由(指名競争入札)を添付し、開催日、案件名、意見、承認された旨を記載し、出席委員の確認を受けている。</p> <p>また、学識経験者からなる入札監視委員会を設置して、指名業者の選定過程の妥当性について、事後的な検証を行っている。</p> <p>これらの取組により、指名業者選定の審査の適正な実施の確保を図っているところである。</p>	対応済み
88-8	<p>VIII 過年度指摘事項に関する監査の結果について</p> <p>I 過年度における包括外部監査の結果等について</p> <p>① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について</p> <p>過年度措置状況の妥当性について</p>	<p>当時の監査人の結果(意見)の内容(※)では、「県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書に(契約保証金の免除)まとも、資料を添付の上、記録に残すべきである。」と記載されている。</p> <p>監査人は、調査状況を報告書にまとも記録に残すように求めているので、措置状況では、その点が抜けていない。</p> <p>措置状況またはその記載が十分とは言えないので、適切な対応が望まれる。</p> <p>(※) 平成30年度包括外部監査における県土整備部に対する指摘</p>	<p>調査状況をまとも記録に残すことについては、財務規則上、報告書を作成することでは求められていないが、財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、公的団体が運営する企業情報データベース等により確認し、契約同様の起案に必要な事項を記載し、又は資料を添付していく。</p>	対応済み